

運転免許自主返納臨時出張所の開設

運転免許証の返納は、警察署が運転免許センターで行かれますが、今回あわら警察署が運転免許自主返納臨時出張所を市役所内に開設します。当日は、自主返納された人に対し、生活環境課で乗合タクシーの登録証を即日発行しますので、お帰りの際にご利用できます。また、昨年度から開始された高齢者外出支援助成制度の申請も同時に受け付けます。

なお、運転免許証に代わる身分証明書として、「運転経歴証明書」の申請を希望される人は、事前にあわら警察署交通課へご連絡ください。

令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の受付

市が発注する競争入札（見積依頼や随意契約を含む）に参加を希望する場合は「競争入札参加資格審査申請書」または「物品等納入に係る申請書」（50万円未満の小規模取引）を提出し、参加資格者名簿に登録する必要があります。

令和7・8年度分の受け付けを行いますので、受付期間内に所定の書類を提出いただくか、電子申請にて申請してください。



詳しくはこちら

受付期間 令和7年1月8日（水）～2月7日（金）
平日9時～17時
※電子申請は休日を含め24時間申請可

有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

登録区分
【建設工事】
【測量業務等（測量・調査、設計コンサルタント）】
【物品購入等（前記以外の業種）】
【50万円未満の小規模取引】

※小規模取引の登録は市内の事業所や営業所、個人事業者のみ対象
各種様式および手続き方法は、市ホームページをご覧ください。
問合せ 監理課 ☎73・8009

市有地を購入しませんか

市有地の購入者を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

物件情報
表示 二面45字10番
面積 383・47㎡
価格 402万6000円

その他に、募集している市有地が多数あります。ご相談も随時受け付けています。



ホームページ▶



法人・個人事業者の皆さんへ償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。

eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告ができます。

なお、「一般申告方式の免税点未満（課税標準の合計額（課税標準額）が150万円未満）」の事業者へは往復はがきを用いた簡易申告制を導入しています。

申告期限 令和7年1月31日（金）



詳しくはこちら

申告方法
昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を記入してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

【業種】償却資産の例

【共通】パソコン、フェンス、看板、駐車場舗装など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、脱水機など
【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】歯科ユニット、医療機器、検査装置など
【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】庭園、客室備品、厨房機器など
【理容・美容業】パーマ機、理容・美容椅子、鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、外構工事など

問合せ 税務課 ☎73・8012

昭和37～53年度生まれの男性の皆さんへ風しんの追加的対策が終了します

無料で風しんの抗体検査と予防接種が受けられる期間が令和7年2月28日（金）で終了します。まだ、抗体検査などがお済みでない人は早めに受けてください。

対象者
市内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち次に該当する人

- ① 抗体検査対象者
- ② 抗体検査を受けたことがない人
- ③ 予防接種対象者

抗体検査の結果、十分な量の抗体がなかった人



ホームページ

上水道財産区入札参加資格の申請

芦原温泉上水道財産区水道事業が発注する競争入札に参加を希望する場合は、申請書を提出し、参加資格者名簿に登録する必要があります。

令和7・8年度分の受け付けを行いますので、受付期間内にあわら市と同様の書類を提出してください。

受付期間 令和7年1月8日（水）～2月7日（金）
平日9時～17時

有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

登録区分
【建設工事（上水道・施設工事）】
【測量業務等（測量・調査、設計コンサルタント）】

申込み
持参または郵送期間内必着
〒910-4103
あわら市二面34号25番地4
芦原温泉上水道財産区
水道事業管理者
☎77・2349

軽自動車などの変更手続きは、3月末までに行いましょう！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に課税されます。廃車や譲渡、住所変更など登録事項に変更があった場合は、**3月末まで**に所定の窓口にて手続きをしてください。手続きをされない場合、引き続き軽自動車税が課税されることや、納税通知書が正しい住所に届かないことがあります。

なお、軽自動車税には月割りの課税制度がありませんので、4月2日以降に手続きをされた場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

種別	問合せ
原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車・特定小型原動機付自転車	税務課 ☎73-8011
軽三輪車・軽四輪車・被けん引車	軽自動車検査協会 福井事務所 ☎050-3816-1774
軽二輪車（125cc超250cc以下）・小型二輪車（250cc超）	中部運輸局 福井運輸支局 ☎050-5540-2057

家屋の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

市では、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査や整理を行っています。

令和6年中に家屋を新築・増築した人
家屋調査が済んでいない人は、税務課資産税グループまでご連絡ください。

令和6年中に家屋を取り壊した人
【登記が有る場合】
法務局で建物滅失登記の申請をしてください。滅失登記が完了している場合は、市役所での申請は必要ありません。



電子申請および申請用紙はこちら

【登記が無い場合】
家屋滅失届を提出してください。二次元コードより、電子申請で手続きを行っていただくか、申請用紙をダウンロードして市に提出してください。

※年の途中で取り壊した場合でも、賦課期日（1月1日）に家屋を所有している人に、その年度の固定資産税は全額課税されます。所有期間に応じて税金を減額することはできませんのでご了承ください。

問合せ 税務課 ☎73・8012